



令和 4 年 10 月 28 日  
自動車局  
自動車情報課・整備課

## 「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」を閣議決定

自動車の新規検査等を申請する者が納める手数料の額を改定する「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

### 1. 背景

自動車の検査及び登録手続に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）関係の手数料は、実費を勘案して定めることとされ（同法第 102 条）、道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号。以下「令」という。）において具体的に定められています。

今般、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により導入予定である「自動車検査証の電子化」等への対応に伴う歳出の増加が発生することから、実費を勘案し、これらに係る手数料の額について所要の改正を行う必要があります。

### 2. 概要

- ①国又は軽自動車検査協会（以下、「協会」という。）に納めなければならない自動車検査証の再交付に係る手数料の額を改定します（令第 1 条関係）。
- ②国又は協会に納めなければならない検査手続に係る手数料の額を改定します（令第 2 条関係）。
- ③自動車技術総合機構が基準適合性審査を行う検査手続を受ける場合において、国に納めなければならない自動車検査証の交付に係る手数料の額を改定します（令第 3 条関係）。

### 3. スケジュール

公布：令和 4 年 11 月 2 日（水）  
施行：令和 5 年 1 月 1 日（日）

# 道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一条　自動車の新規検査等を申請する者が国又は軽自動車検査協会に納めなければならない手数料の額を改めるものとすること。  
（第一条、第二条及び第三条第一項関係）

第二　この政令は、令和五年一月一日から施行するものとすること。

（附則関係）

政令第  
号

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第一百二条第一項から第三項までの規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表十四の項を同表十五の項とし、同表十三の項中「自動車検査証、」を削り、同項を同表十四の項とし、同表十二の項の次に次のように加える。

十三　自動車検査証の再交付を申請する者

一件につき三百五十円

第二条の表一の項下欄第一号イ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千百円」を「千四百円」に改め、同号ロ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千二百円」を「千五百円」に、「千円」を「千三百円」に改め、同欄第二号中「とともに」を「共に」に、「千百円」を「千三百円」に改め、同欄第三号中「限る。」を「限る。」に改め、同号イ及びロを削り、同欄第四号イ中「二千円」を「二千百円」に改め、同号ロ中「千四百円」を「千九百円」に改め、同号ハ中「二千百円」を「二千二百円」に改め、同表二

の項下欄第一号イ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千百円」を「千二百円」に改め、同号ロ中「検査対象軽自動車及び」を削り、「千二百円」を「千四百円」に、「千円」を「千二百円」に改め、同欄第二号中「千百円」を「千二百円」に改め、同欄第三号中「限る。」を「限る。」千四百円」に改め、同号イ及びロを削り、同欄第四号イ中「小型自動車」の下に「及び検査対象軽自動車」を加え、「千七百円」を「千八百円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「千八百円」を「千九百円」に改め、同号ハを同号ロとし、同表三の項下欄第一号中「二千円」を「二千百円」に改め、同欄第二号中「千四百円」を「千九百円」に改め、同欄第三号中「二千百円」を「二千二百円」に改め、同表四の項下欄第一号中「とともに」を「共に」に、「千百円」を「千三百円」に改め、同欄第二号中「限る。」を「限る。」千四百円」に改め、同号イ及びロを削り、同欄第三号イ中「二千円」を「二千百円」に改め、同号ロ中「千四百円」を「千九百円」に改め、同号ハ中「二千百円」を「二千二百円」に改める。

第三条第一項中「四百円と」を「五百円と」に改める。

#### 附 則

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

## 理 由

自動車検査証の電子化等に伴い、自動車の新規検査等の申請をする者が納める手数料の額を改定する必要があるからである。

○ 道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次  
道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）

目次

・

・

・

・

・

1

○ 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（国又は協会に納める手数料）

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第一百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

十五 （略）	十四 臨時検査合 格標章、自動車予備 章、自動車検査証又は限定 自動車検査証の 再交付を申請す る者	十三 自動車検査 証の再交付を申 請する者	一～十二 （略）	手数料を納付すべ き者	
（略）	一件につき三百円	一件につき三百五十円	（略）	金 額	

現 行

（国又は協会に納める手数料）

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第一百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

十四 （略）	十三 自動車検査 証、臨時検査合 格標章、検査標 章、自動車予備 章、自動車検査証又は限定 自動車検査証の 再交付を申請す る者	（新設）	一～十二 （略）	手数料を納付すべ き者	
（略）	一件につき三百円	（新設）	（略）	金 額	

(国又は協会及び機構に納める手数料)

第二条 法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとし、機構に納めなければならぬ手数料の額は、一両につき四百円（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあつては、零円）とする。

手数料を納付すべき者	金額
一 新規検査を申請する者	一 両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 イ 二輪の小型自動車 千四百円
ロ 二輪の小型自動車以外の自動車 千五百円（電子申請による場合にあっては、千三百円）	

(国又は協会及び機構に納める手数料)

第二条 法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとし、機構に納めなければならぬ手数料の額は、一両につき四百円（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあつては、零円）とする。

手数料を納付すべき者	金額
一 新規検査を申請する者	一 両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千百円
ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合にあっては、千円）	

二 登録識別情報（法第十六条第一項の申請（法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。）の提供又は自動車検査証返納証明書の提出と共に保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載を

もつて提出に代える場合を含む。)がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出(法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車

千三百円

三 限定自動車検査証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出(法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がない自動車に限る。) 千四百円

(削る)  
(削る)

四 その他の自動車

イ 小型自動車	二千百円
ロ 檢査対象軽自動車	千九百円
ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車	二千二百円

一 両につき次に掲げる金額  
イ 保安基準適合証の提出(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車  
イ 二輪の小型自動車 千二百円

二 繙続検査を申請する者

二 繙続検査を申請する者	三 限定自動車検査証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出(法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がない自動車に限る。) 千三百円
一 両につき次に掲げる金額 イ 保安基準適合証の提出(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 イ 檢査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千百円	四 その他の自動車 イ 小型自動車 二千円 ロ 檢査対象軽自動車 千二百円 ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千百円

三 構造等変更検査を申請する者			
二 二輪の小型自動車以外の自動車 千四百円（電子申請による場合にあ つては、千二百円）			
一 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千二百円			
一 その他他の自動車 イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千八百円			
一 一両につき次に掲げる金額 口 小型自動車及び検査対象軽自動車 以外の自動車 千九百円			
二 小型自動車 千九百円			
二 検査対象軽自動車 千九百円			
三 小型自動車及び検査対象軽自動車以			

三 構造等変更検査を申請する者		
	二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）	一 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合にあつては、千円）
一 小型自動車 二千円	イ 四 イ その他の自動車 口 檢査対象軽自動車 千三百円	口 檢査対象軽自動車以外の自動車 千三百円
二 検査対象軽自動車 千四百円	ハ 口 檢査対象軽自動車 千四百円	ハ 口 檢査対象軽自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円
三 小型自動車及び検査対象軽自動車以		

四 予備検査を申 請する者	外の自動車 二千二百円
一　一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出と共に保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	一両につき次に掲げる金額 一千三百円
二　限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。）	一千四百円 (削る) (削る)

四 予備検査を申 請する者	外の自動車 二千二百円
一　一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車	一両につき次に掲げる金額 一千三百円
二　限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。）	一千三百円 イ　小型自動車　二千円 ロ　検査対象軽自動車　千九百円 ハ　小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車　二千二百円

(国及び機関に納める手数料)	
第三条 法第百二条第二項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者が、同条第三項の規定により、国に納めなければならない手数料の額は、一両につき五百円とし、機構に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。	2 表 (略) (略)

目次

○ ○ ○	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）	・	・	・	・	・	・	・
	道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）	・	・	・	・	・	・	・
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）	・	・	・	・	・	・	・

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

（新規登録の申請）

第七条 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。

一・六 （略）

2 （略）

3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に定める書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

一 （略）

二 第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第四項の規定による完成検査終了証（発行後国土交通省令で定める期間を経過しないものに限る。次項第二号において同じ。）

三・四 （略）

4 第一項の申請をする者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が第九十六条の二から第九十六条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

一 （略）

二 第七十五条第五項 完成検査終了証

三・四 （略）

5 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

6 （略）

（輸出抹消登録）

第十五条の二 （略）

2・3 （略）

4 第二項の規定により交付を受けた輸出抹消仮登録証明書に係る自動車が輸出されることなく当該輸出抹消仮登録証明書の有効期間が満了したときは、当該自動車の所有者は、当該有効期間が満了した日から十五日以内に、国土交通大臣に当該輸出抹消仮登録証明書を返納しなければならない。

5 國土交通大臣は、前項の規定その他の事由により輸出抹消仮登録証明書の返納を受けたときは、次条第一項の規定による一時抹消登録の申請があつたものとみなして一時抹消登録をするものとする。

(一時抹消登録)

第十六条 登録自動車の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

2 ～ 7 (略)

(登録識別情報の通知)

第十八条の二 國土交通大臣は、新規登録、変更登録、移転登録又は一時抹消登録をしたときは、國土交通省令で定めるところにより、速やかに、当該登録の申請者に対し、当該登録に係る登録識別情報を通知しなければならない。ただし、当該申請者があらかじめ登録識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合その他國土交通省令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

(自動車の構造)

第四十条 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、國土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

1 ～ 9 (略)

(自動車の装置)

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、國土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

1 ～ 21 (略)  
2 (略)

(乗車定員又は最大積載量)

第四十二条 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、國土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

(保安基準の原則)

第四十六条 第四十条から第四十二条まで、第四十四条及び前条の規定による保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「保安基準」という。）は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他の使用者に危害を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課すこととなるものであつてはならない。

（自動車の検査及び自動車検査証）

第五十八条 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 （略）

（新規検査）

第五十九条 登録を受けていない第四条に規定する自動車又は次条第一項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という。）若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう新規検査を受けなければならない。

2・3 （略）

4 第七条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

第六十条 国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車検査証を当該自動車の使用者に交付しなければならない。この場合において、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車については車両番号を指定しなければならない。

2 （略）

（継続検査）

第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 國土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記入して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

3・5 （略）

(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)

第六十七条 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。ただし、その効力を失つている自動車検査証については、これに記入を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない。

4 第五十九条第三項及び第六十二条第二項の規定は、構造等変更検査について準用する。

(自動車検査証の返納等)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

4 車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者は、当該自動車を運行の用に供することをやめたときは、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納して自動車検査証返納証明書の交付を受けることができる。

(再交付)

第七十条 自動車又は検査対象外軽自動車の使用者は、自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となつた場合その他国土交通省令で定める場合には、その再交付を受けることができる。

(予備検査)

第七十一条 登録を受けていない第四条に規定する自動車又は車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の所有者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう予備検査を受けることができる。

2 國土交通大臣は、予備検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車予備検査証を当該自動車の所有者に交付しなければならない。

3 (略)

4 自動車予備検査証の交付を受けた自動車についてその使用の本拠の位置が定められたときは、その使用者は、国土交通大臣に当該自動車予備検査証を提出して、自動車検査証の交付を受けることができる。

5 (略)

(限定自動車検査証等)

第七十一条の二 國土交通大臣は、新規検査若しくは予備検査（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車であつて、当該自動車の長さ、幅又は高さその他の國土交通省令で定める事項（以下「構造等に関する事項」という。）がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一であるものに係るものに限る。）又は継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合しないと認める場合には、当該自動車の使用を停止する必要があると認めるときを除き、限定自動車検査証を当該自動車の使用者（予備検査にあつては、所有者）に交付するものとする。

2 ～ 7 (略)

(道路運送車両の検査に係る独立行政法人自動車技術総合機構の審査)

第七十四条の二 國土交通大臣は、この章に規定する自動車及び検査対象外軽自動車の検査に関する事務のうち、自動車及び検査対象外軽自動車が保安基準に適合するかどうかの審査（以下「基準適合性審査」という。）を機関に行わせるものとする。ただし、次条の規定により軽自動車検査協会に軽自動車の検査事務を行わせる場合における基準適合性審査については、この限りでない。

2 ～ 5 (略)

(軽自動車検査協会の検査等)

第七十四条の三 國土交通大臣は、次章の規定により軽自動車検査協会が設立されたときは、軽自動車検査協会に、この章に規定する自動車の検査に関する事務（第六十一条の二及び第六十三条第一項の規定による事務並びに基準適合性審査に必要な技術上の情報であつて國土交通省令で定めるものの管理に関する事務（第一百二条第二項において「審査用技術情報管理事務」という。）を除く。）であつて軽自動車に係るもの（以下「軽自動車の検査事務」という。）を行わせるものとする。

2 ～ 7 (略)

(自動車の指定)

第七十五条 國土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、自動車をその型式について指定する。

2 ～ 3 (略)

4 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する自動車の型式について第一項の規定による指定を受けたもの（第九項において「指定外国製作者等」という。）に係る自動車にあつては、本邦に輸出されるものに限る。第八項及び第九項第四号において同じ。）を譲渡する場合において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、完成検査終了証を発行し、これを譲受人に交付しなければならない。

5 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）に係る前項の規定による完成検査終了証の発行及び交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

6～9 （略）

（保安基準適合証等）

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

2 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。）に係る前項の規定による保安基準適合証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該依頼者の承諾を得て、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

3 （略）

4 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

5・6 （略）

7 新規検査又は予備検査（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車等又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。）に際し、当該自動車に係る自動車検査証返納証明書（同項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係るものに限る。）とともに有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会。次項、第十項及び次条第四項において同じ。）に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

8 継続検査に際し、有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第六十二条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

9 前二項の検査の申請をする者は、第二項の規定により同項に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通省令で定める

ところにより、前二項の申請書にその旨を記載することをもつて保安基準適合証の提出に代えることができる。

10  
12  
（略）

（限定保安基準適合証）

第九十四条の五の二 指定自動車整備事業者は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車の当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合において、当該整備に係る部分が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、限定保安基準適合証を依頼者に交付しなければならない。

2・3 （略）

- 4 有効な限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条、第六十二条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。
- 5 前条第九項及び第十項の規定は、限定保安基準適合証の提出について準用する。

（手数料の納付）

第一百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。第八号において同じ。）を除く。次項において同じ。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号、第十号又は第十一号に掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。

- 一 新規登録を申請する者
- 二 変更登録、移転登録、輸出抹消登録又は一時抹消登録を申請する者
- 三 第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（第十五条の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。）
- 四 輸出予定届出証明書の交付を申請する者
- 五 地方運輸局長が行う臨時運行の許可を申請する者
- 六 回送運行許可証の交付を申請する者
- 七 登録事項等証明書の交付を請求する者
- 八 第二十二条第三項の規定による請求（国又は独立行政法人の委託に係るものを除く。）に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関
- 九 自動車整備士の技能検定を申請する者
- 十 自動車検査証返納証明書又は第七十二条の三の規定による証明書の交付を申請する者
- 十一 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者
- 十二 指定自動車整備事業の指定を申請する者
- 13 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者は、実費（審査用技術情報管理事務に係る実費を除く。）を勘案して政令

で定める額の手数料を国（協会にその申請をする場合には、協会）に、審査用技術情報管理事務に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

3 前項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者は、同項の規定にかかわらず、自動車検査証の交付に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に、基準適合性審査に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

4 (略)

○ 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）

(国又は協会に納める手数料)	
第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第一百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。	手数料を納付すべき者
一 新規登録を申請する者	一両につき次に掲げる金額
	一 完成検査終了証の提出（法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 九百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあっては、五百円）
	二 その他の自動車 七百円
二 変更登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者	一両につき三百五十円
三 移転登録を申請する者	一両につき五百円
四 法第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（法第十五条の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。）	一両につき三百五十円
五 輸出予定届出証明書の交付を申請する者	一両につき三百五十円
六 運輸監理部長又は運輸支局長が行う臨時運行の許可を申請する者	一両につき七百五十円
七 回送運行許可証の交付を申請する者	一枚につき許可の期間一月までごとに二千五十円（その額が五千円以上である場合であって、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
八 登録事項等証明書の交付を請求する者	一 自動車一両ごとに作成する証明書 イ 現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一件につき三百円 ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの 一件につき千円（保存記録ファイルに記録されている事項に係るもののが枚数が一枚を超える場合には、一千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額）

		二　三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの　一枚につき四百円
九　法第二十二条第三項の規定による請求に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関		一件につき次に掲げる金額 一　自動車一両ごとに作成する登録事項等証明書一枚に記載される登録情報であつて、現在記録ファイルに記録されている事項に係るもの　二百円
十　自動車整備士の技能検定を申請する者		二　三十両（自動車登録番号又は車台番号並びに自動車の所有者及び使用者の氏名又は名称及び住所を含まないものについては、六十両）以下の自動車について一括して作成する登録事項等証明書一枚に記載される登録情報であつて、現在記録ファイルに記録されている事項に係るもの　二百円
十一　自動車検査証返納証明書の交付を申請する者		一件につき七千二百円（学科試験及び実技試験の全部の免除を受けた者については、二千四百五十円）
十二　法第七十二条の三の規定による証明書の交付を請求する者		一　自動車一両ごとに作成する証明書 イ　現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの　一件につき三百五十円 ロ　現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの　一件につき千円（保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの　一枚につき三百円） 二　三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの　一枚につき四百円
十三　自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者	一件につき三百円	一件につき二万九千円
十四　指定自動車整備事業の指定を申請する者		

(国又は協会及び機構に納める手数料)

第二条 法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならない手数料の額は、一両につき四百円（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあつては、零円）とする。

手数料を納付すべき者	金額
一 新規検査を申請する者	
イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千百円	一両につき次に掲げる金額
ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合にあつては、千円）	一 完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車
二 登録識別情報（法第十六条第一項の申請（法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。）の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千百円	二 登録識別情報（法第十六条第一項の申請（法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。）の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千百円
三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）	三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）
イ 検査対象軽自動車 千二百円	イ 検査対象軽自動車 千二百円
ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円	ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円
四 その他の自動車	
イ 小型自動車 二千円	
ロ 検査対象軽自動車 千四百円	
ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千百円	

二 繼続検査を申請する者

四 予備検査を申請する者	三 構造等変更検査を申請する者	
<p>一 一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がある自動車） 千百円</p>	<p>一 一両につき次に掲げる金額</p> <p>二 一両につき次に掲げる金額</p> <p>三 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千円</p> <p>四 小型自動車 千四百円</p> <p>五 検査対象軽自動車 二千円</p> <p>六 検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p>	<p>一 一両につき次に掲げる金額</p> <p>二 一両につき次に掲げる金額</p> <p>三 小型自動車及び検査対象軽自動車 千百円</p> <p>四 小型自動車 千七百円</p> <p>五 検査対象軽自動車 一千四百円</p> <p>六 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>七 その他の自動車 千二百円</p> <p>八 小型自動車 千四百円</p> <p>九 検査対象軽自動車 二千円</p> <p>十 一両につき次に掲げる金額</p> <p>十一 構造等変更検査を申請する者</p> <p>十二 予備検査を申請する者</p>

提出がない自動車に限る。)

イ 檢査対象軽自動車 千二百円

ロ 檢査対象軽自動車以外の自動車 千三百円

三 その他の自動車

イ 小型自動車 二千円

ロ 檢査対象軽自動車 千四百円

ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千百円

(国及び機構に納める手数料)

第三条 法第百二条第二項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者が、同条第三項の規定により、国に納めなければならない手数料の額は、一両につき四百円とし、機構に認めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

手数料を納付すべき者	一両につき次に掲げる金額
一 新規検査を申請する者	一両につき次に掲げる金額
二 継続検査を申請する者	一両につき次に掲げる金額
二 その他の自動車	一両につき次に掲げる金額
イ 普通自動車 二千百円	イ 限定自動車検査証のある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）
ロ 二輪の小型自動車以外の小型自動車 二千円	ロ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車 九百円
ハ 大型特殊自動車 千七百円	ハ 大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千三百円
ニ 二輪の小型自動車 千六百円	ニ 二輪の小型自動車 千六百円

(略)

二　その他の自動車	イ　大型特殊自動車及び二輪の小型自動車　九百円 ロ　大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車　千三百円	一　普通自動車　千八百円 二　二輪の小型自動車以外の小型自動車　千七百円 三　大型特殊自動車　千四百円 四　二輪の小型自動車　千三百円	一　二輪につき次に掲げる金額 イ　普通自動車　二千百円 二　二輪の小型自動車以外の小型自動車　二千円 三　大型特殊自動車　千七百円 四　二輪の小型自動車　千六百円
二　その他の自動車	イ　普通自動車　二千百円 ロ　二輪の小型自動車以外の小型自動車　二千円 ハ　大型特殊自動車　千七百円 ニ　二輪の小型自動車　千六百円	一　二輪につき次に掲げる金額 イ　普通自動車　二千百円 二　二輪の小型自動車以外の小型自動車　二千円 三　大型特殊自動車　千七百円 四　二輪の小型自動車　千六百円	一　二輪につき次に掲げる金額 イ　普通自動車　二千百円 二　二輪の小型自動車以外の小型自動車　二千円 三　大型特殊自動車　千七百円 四　二輪の小型自動車　千六百円
三　構造等変更検査を申請する者	四　予備検査を申請する者		

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかるらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機へ出入力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

256 （略）